ACCIDENT INSURANCE

ANA Financial Pass Visa デビットカード

付帯保険サービスのご案内

スルガ銀行

2024年2月現在　HO

付帯保険のご案内

スルガ銀行(株)を保険契約者とし、Financial Pass Visa デビットカードの会員の皆さまを被保険者(保険の補償を受けられる方)として表中の保険契約を締結しております。

旅行中の事故によるケガ等や、カードでご購入いただいた商品などを補償するためのものです。詳細につきましては、こちらの「付帯保険サービスのご案内」をご覧ください。また、ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

■保険の内容について

「付帯保険サービスのご案内」はカード券種別に付帯される保険の概要を記載したものです。保険の内容は損害保険ジャパン(株)の保険約款によります。保険(補償)内容は予告なく変更する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

目次

保険に関するお問い合わせ先 …… 2
付帯保険一覧 …… 3
海外旅行傷害保険の補償内容 …… 5
国内旅行傷害保険の補償内容 …… 7
保険金をお支払いできない主な場合 …… 9
お買物安心サービスの補償内容 …… 10
保険金の請求について …… 11
海外メディカルヘルプライン・
海外ホットラインのご利用について …… 13
コレクトコールのかけ方 …… 18

付帯保険のポイント

お買物安心サービス

本カードを利用され購入された物品を購入日から60日以内に日本国内で偶然な事故による破損や、盗難にあった場合などを補償。

海外旅行傷害保険

海外旅行では渡航先によって高額な医療費となる場合も。日本とは違い、救急車が有料であったり、入院や手術、日本への移送費、ご家族が迎えに来る費用などで数百万円かかったりすることもあります。入院日額1万円などの医療保険とは違い、疾病・傷害の治療費用、救援者費用は各150万円を上限として補償しています。また、渡航先でも日本語でどうぞ「日本語コールセンター／24時間・365日」もご提供。

保険に関するお問い合わせ先

・カードに付帯されている保険の種類や補償額等概要に関して
・海外旅行傷害保険被保険者証の発行受付など

055-928-5065

受付時間／ 9:30 ～ 16:30　平日のみ

損保ジャパンパートナーズ(株)スルガ総合支店(取扱代理店)

※海外旅行傷害保険被保険者証の発行につきましては、引受保険会社へお取次ぎいたします。

・海外でケガ・病気になった

P15・16

日本語／24時間・365日

海外メディカルヘルプライン　損保ジャパン

・海外でホテルの家具を壊した、買物中に誤って商品を壊した等
・海外で携行品を破損した

P17

日本語／24時間・365日

海外ホットライン　損保ジャパン

・帰国後、海外旅行傷害保険に関して
・国内旅行傷害保険に関して
・お買物安心サービスに関して

0120-146-728

受付時間／24時間・365日

損保ジャパン　スルガ事故受付デスク

付帯保険一覧

Ⅰ．海外旅行傷害保険

被保険者：Financial Pass Visa デビットカード会員
補償期間：会員としてご入会日以降にご出発される海外旅行（渡航）より対象とし、会員である期間。ただし、補償期間は日本を出国した日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時まで、かつ自宅を出発してから帰宅するまでとし、1回の旅行につき、日本を出国してから最長90日を限度とします。
補償内容：

補償内容	本人会員	
傷害による死亡・後遺障害		500万円
傷害による治療費用		150万円
疾病による治療費用		150万円
携行品の損害 （自己負担額：1事故につき3,000円）	1旅行につき 補償期間中	10万円 10万円
賠償責任		1,000万円
救援者費用		150万円
航空機遅延費用		1万円
航空機寄託手荷物遅延等費用		2万円

☆詳細は5～9ページをご覧ください。

Ⅱ．国内旅行傷害保険

被保険者：Financial Pass Visa デビットカード会員
補償内容：

補償内容	保険金額	
・公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故によるケガ ・宿泊施設に宿泊中の火災・爆発事故によるケガ ・宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の事故によるケガ	死亡・後遺障害	最高　500万円

☆詳細は7～9ページをご覧ください。

Ⅲ．お買物安心サービス（動産総合保険）

ANA Financial Pass Visaデビットカード会員の方が、本カードを利用して購入した物品が、購入日からその日を含めて60日以内に日本国内で偶然な事故による破損や、盗難にあった場合などを補償の対象とします。

保険金額（年間限度額）	補償期間	自己負担額
30万円	購入日よりその日を含めて60日以内	1回の事故につき 5,000円

☆詳細は10ページをご覧ください。

1 他に同種の保険契約が付帯されているカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合（他の付帯保険については取扱代理店損保ジャパンパートナーズスルガ総合支店へご照会ください。）

（1）本カードと他カードをあわせてお持ちの場合

①死亡・後遺障害保険金
他のカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。
②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

（2）当社、他カード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

①死亡・後遺障害保険金
原則として合算金額とします。（ただし、当社所定の一部法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。）
②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

2 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

①死亡・後遺障害保険金
本付帯保険の保険金額（カード複数保有の場合、上記1ご参照）と、任意加入保険の保険金額を合算します。
②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

3 海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合、以下の方々を代理請求人とすることができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。
・被保険者の配偶者
・配偶者がいないときは3親等以内の親族

4 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人とします。受取人の指定はできません。

海外旅行傷害保険の補償内容

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担保項目		補償する場合	補償する保険金	本人会員
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、事故発生日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合 …… 保険金額の100% ②後遺障害が生じた場合 …… その程度に応じて保険金額の3%～100%	①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	**500万円** (後遺障害は程度に応じ 15万円～500万円)
	治療費用	被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、医師の治療を受けた場合	治療に要した次の費用のうち実際に支出された金額 ●医師の診療費、処置費、手術料●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料●X線検査費、諸検査費、手術室費●職業看護師費●入院・通院のための交通費●入院費●入院不可能時のホテル客室料●病院までの緊急移送費●医師の指示による転院費用●治療のための通訳雇入費用●入院諸雑費(身の回り品購入費で5万円、国際電話料とあわせて20万円限度)●旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)●医師の診断書費用 ただし、ケガの場合は事故発生日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	**150万円**
疾病	治療費用	●被保険者が補償期間中に発病し(または補償期間中に原因が発生した病気を補償期間終了後に発病し)、補償期間終了後72時間以内に医師の治療を受けた場合 ●被保険者が補償期間中に感染した特定の感染症(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱およびレプトスピラ症)を直接の原因として、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けた場合	※治療費用保険金については、社会保険等公的制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払い対象としません。	**150万円**
携行品損害		被保険者が所有かつ携行する身の回り品(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。)が補償期間中に盗まれたり事故によりこわれたりした場合	損害額から自己負担額3,000円を引いた額 1個または1対につき10万円を限度とし、時価額または修理費のいずれか低い方を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再交付手数料を限度、乗車船券・航空券、現地での渡航書発行費用または現地でのパスポート再発行費用は5万円を限度とします。	1旅行につき **10万円** 補償期間中 **10万円**
賠償責任		被保険者が補償期間中の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの(レンタル業者から賃借した旅行用品を含む)をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合	●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●訴訟費用●弁護士報酬●仲裁・和解・調停に要した費用 (注)事前に損害保険ジャパン㈱の承認を必要とします。	**1,000万円**
救援者費用		被保険者が補償期間中に ●ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院をした場合 ●病気により死亡した場合または補償期間中に発病し医師の治療を受け補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ●発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院をした場合 ●事故により遭難(生死不明ならびに航空機、船舶の行方不明を含む)した場合	被保険者および親族の方が実際に支出された次の費用(補償期間を通じて保険金額限度) ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料。(救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。(100万円限度) 上記②から④の費用は下表の金額を限度とします。 7日以上継続入院の場合: ②の交通費③の客室費 救援者3名分 / ④の諸経費等 20万円	**150万円**

海外旅行傷害保険の補償内容

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担保項目		補償する場合	補償する保険金	本人会員
航空機遅延費用	出発遅延費用等	搭乗予定航空機が4時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、4時間以内に代替機を利用できない場合 ※出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)において負担した費用	被保険者が実際に支出された次の費用 ①食事代 ②交通費 ③国際電話料等通信費 ④旅行サービス取消費用 ⑤宿泊施設の客室料	1万円
	乗継遅延費用	航空機を乗り継ぐ場合において、搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から4時間以内に代替機を利用できない場合 ※乗継地において負担した費用	被保険者が実際に支出された次の費用 ①食事代 ②交通費 ③国際電話料等通信費 ④旅行サービス取消費用 ⑤宿泊施設の客室料	1万円
	寄託手荷物遅延等費用	航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間以上遅れた場合	被保険者が実際に支出された次の費用 ①必要不可欠な衣類購入費 ②生活必需品購入費	2万円
	寄託手荷物紛失費用	航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が48時間以上遅れ、被保険者が到着後48時間以内に負担した場合	被保険者が実際に支出された次の費用 ①必要不可欠な衣類購入費 ②生活必需品購入費	2万円

ご注意 補償期間：会員としてご入会日以降にご出発される海外旅行(渡航)より対象とし、会員である期間とします。ただし、補償期間は日本を出国した日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時まで、かつ自宅を出発してから帰宅するまでとし、1回の旅行につき、日本を出国してから最長90日を限度とします。

国内旅行傷害保険の補償内容

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担保項目		補償する場合	保険金額	左記利用に対応する補償内容
傷害	死亡・後遺障害	死亡した場合および後遺障害が生じた場合 事前にカード利用されたときのみ対象となります。	●死亡した場合 ……500万円 ●後遺障害が生じた場合その程度に応じて ……15万円～500万円	●公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故によるケガ ●宿泊施設(旅館・ホテル等)に宿泊中の火災・破裂・爆発事故によるケガ ●旅行業者主催の募集型企画旅行参加中のケガ

ご注意

(1)航空機搭乗中の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内および不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中における傷害事故を含みます。

(2)「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などにもとづき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。

(3)「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の目的地・日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に定める旅行)をいい、一般的に会社の慰安旅行や業務出張などは募集型企画旅行とはなりません。詳しくは旅行代金を本カードでお支払いいただく際にご確認ください。

(4)「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の交通・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の交通・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。また、当該募集型企画旅行の日程に、旅行会社の手配による交通機関・宿泊施設等のサービス提供を一切受けない日は除きます。(標準旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払いが行われない旨が契約書面に明示された場合。)

保険金をお支払いできない主な場合

①海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険共通

傷害	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転 ○被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ○危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など）中の事故　など ※国内旅行傷害保険の場合は地震・噴火・津波によるケガは補償できません。

②海外旅行傷害保険

疾病	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○旅行出発前より発病している疾病　○歯科治療 ○ピッケル・アイゼンなどを使用する山岳登はん中に発病した高山病　など
携行品	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○電気的・機械的事故 ○単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ○携行品の欠陥または自然の消耗 ○携行品の置き忘れまたは紛失 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ○危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など）中のその運動固有の用具の損害 ☆**次のような携行品に生じた損害** ・現金、小切手、プリペイドカード、有価証券／クレジットカード、預金証書等／帳簿、図面等／ヨット、ボート、自動車、オートバイ等／商品・業務用機器／義歯、義肢、コンタクトレンズ／動物、植物／ウィンドサーフィン・サーフィン・スキューバダイビングに関する用具　など
賠償責任	○被保険者の故意、心神喪失、暴行、殴打 ○被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ○被保険者の親族に対する事故 ○被保険者が所有・使用・管理する財物に対する事故（ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。） ○自動車、航空機、船舶、銃器、不動産の所有・使用または管理に起因する事故　など
救援者費用	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転、自殺行為（死亡の場合を除く） ○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病（死亡の場合を除く） ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○歯科疾病 ○危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など）中の事故　など
航空機遅延費用	○被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波　など

お買物安心サービス（動産総合保険）の補償内容

（実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款にもとづきます。）

保険金のご請求には、カードの売上票が必要です。

保険金をお支払いする場合	被保険者（本人会員）が、本カードを利用して商品を購入し、購入日（配達等による場合は受取日）よりその日を含めて60日以内にそれらの商品が日本国内で破損・盗難・火災等の偶然の事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象になる物品を正当な権利を持って所有している方。
お支払いする保険金内容	被保険者（本人会員）1名あたりの年間限度額を本カードのご利用額（修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額）から、自己負担額5,000円を控除した金額を限度にお支払いします。 ※損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害額のみを対象とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた損害。 ①被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者（保険金受取人）の故意または重大な過失に起因する損害。 ②被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。 ③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。 ④補償の対象となる商品のかしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑥戦争（宣戦の有無を問わず）その他の変乱に起因する損害。 ⑦差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ⑧核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑨電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑩詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑪置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。 ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑬台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑭補償の対象となる商品の受取前の損害および別送品。 ⑮会員規約違反により購入した物品の損害　など
補償の対象とならない主な商品	①船舶（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦スマートフォン・携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサー等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑧食料品 ⑨デジタルコンテンツ ⑩職業上の商品として購入した物 ⑪別送品（通販等の輸送中の商品）　など

保険金の請求について

①保険金の請求の手続について

補償期間中に万一事故にあわれた場合は事故発生の日から30日以内に事故の報告を行ってください。

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

海外でのご連絡先

ケガをした(死亡・後遺障がい・傷害治療)
病気になった(疾病治療)

海外メディカルヘルプライン　損保ジャパン
(24時間・365日・日本語対応)→**P15・16**

ホテル客室内の家具を壊してしまった、
買物中に誤って商品を壊してしまった等
(損害賠償事故)

携行品を破損してしまった等のトラブルに見舞われた
(携行品の損害)

海外ホットライン　損保ジャパン
(24時間・365日・日本語対応)→**P17**

国内でのご連絡先

海外旅行傷害保険のご連絡先
(帰国後のお手続等)

国内旅行傷害保険のご連絡先
お買物安心サービス(動産総合保険)のご連絡先

0120-146-728
(24時間・365日)
損保ジャパン　スルガ事故受付デスク

②保険金請求に必要な書類

海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずにご用意願います。

保険金請求書類＼保険金種類		海外での事故								日本国内での事故		
		治療費用保険金(傷害・疾病)	携行品損害保険金	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金	救援者費用等保険金	賠償責任保険金 対人	賠償責任保険金 対物	航空機遅延費用	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金(傷害)	お買物安心サービス
※保険金請求書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
パスポート(コピー)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
現地でしか手配できない書類	医師の診断書	◎					◎					
	治療費の明細書および領収書	◎					◎					
	死亡診断書または死体検案書(現地のもの)			◎		○	○			◎		
	事故証明書	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	支出を証明する書類	○				◎			◎			
	示談書 示談金領収書	○					◎	◎				
	損害額(修理費等)を証明する書類							◎				
※損害品明細書			◎									◎
損害額を証明する書類			◎									◎
戸籍謄本				◎		◎	○			◎		
※委任状				◎						◎		
※後遺障害診断書					◎		○				◎	
損害状況を示す写真			◎					◎				◎
売上伝票(お客様控)			○									◎
旅行代金等をお支払いいただいたことを証明する書類										◎	◎	

ご注意

⑴◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
(例、空港でスーツケースを受け取った際に破損があった場合は、航空会社の証明をお取りください。)
⑵※印は保険会社所定の用紙があるものです。
⑶上記各書類中(コピー)と書いてあるもの以外は、コピーしたものでは認められません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
⑷海外治療費用保険金、国内入院保険金について、請求額が10万円以下の場合、診断書は原則として省略可能です。
⑸診断書・事故証明書等の発行手数料は保険金お支払いの対象外です。
(ただし、海外旅行保険のご請求で損害保険ジャパン㈱に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。)
⑹盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要です。警察に行けない場合は、第三者証明が必要です。
⑺海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要です。
⑻写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金お支払いの対象外です。
⑼保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ケガ・病気のとき>
海外メディカルヘルプラインのご利用について

（ご連絡先はP15・16をご覧ください）

Financial Pass Visaデビットカード保険サービスでは、海外で万一事故にあわれたとき、引受保険会社が提携する海外メディカルヘルプラインの各種サービスをご利用いただけます。
各種サービスの内容は次のとおりとなっております。

※下記サービスにかかる手配については無料です。治療費・移送費等実際にかかった費用については保険内容の範囲内で、傷害・疾病治療費用または救援者費用の各保険金で支払われます。ただし、保険金額を超過したとき等、一部ご負担していただくことがございます。

■サービスの内容

1 **キャッシュレス治療サービス**
キャッシュレス提携病院をご利用いただくとき、病院への支払保証の連絡をいたします。すでに病院等に収容されているとき、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をいたします。
※本人会員、家族会員がご利用いただけます。

2 **病院・医師の紹介・予約サービス**
治療や入院が必要なとき、ただちに豊富なデータベースの中から最寄の適切な病院・医院を選定し、予約手配ならびに必要に応じて交通手段の手配もいたします。

3 **治療経過管理サービス**
適切な治療がされているか、治療されたかどうか、その後の治療状況をチェックいたします。必要なときは転院の手配もいたします。

4 **緊急移送手配サービス**
現地に適切な医療施設がないとき、必要な治療が可能な最寄の医療施設まで、完全看護による緊急移送の手配を依頼することができます。移送については医療設備付きの専用航空機、ヘリコプター、定期航空機、列車または救急車等を利用します。

5 **帰国手配サービス**
現地での症状が安定し、自宅付近の医療施設に移ったほうが良いと医師により判断されるとき、帰国手配を依頼することができます。必要に応じ、帰国途上の医療看護も手配することができます。

6 **遺体送還サービス**
万一死亡されたとき、遺体をカード会社に現住所として登録した住所へ送還する手配を依頼することができます。

■サービスのご利用方法

1 滞在する地域を担当するP15・16の海外メディカルヘルプラインへ無料電話またはコレクトコールによりご連絡ください。（24時間受付）
2 海外メディカルヘルプラインと連絡が取れましたら次の事項をお伝えください。Financial Pass Visaデビットカード会員であること、カード番号、出国日、日本の住所・電話番号、海外での連絡先。

■キャッシュレス治療サービスのご利用方法

<海外メディカルヘルプライン>へご連絡ください。
症状に応じて、最寄の最適な医療機関をご案内・手配いたします。

▼

医師の治療をお受けください。
治療費は保険金額の範囲内で引受保険会社から医療機関に直接お支払いいたします。

●Financial Pass Visaデビットカードのコピーとパスポートのコピー（顔写真ページ、日本の出入国スタンプ押印ページ）を別途ご郵送いただくことがございます。

《ご注意》

キャッシュレス治療のお取扱いができないとき

次の場合にはキャッシュレス治療のお取扱いができませんので、お立替いただいたうえ、帰国後にご請求ください。ご請求に必要な書類等につきましては、P12をご参照ください。

●海外メディカルヘルプラインにご連絡されなかったとき。
●保険の対象となるかどうかが諸般の事情により確認できない段階であるとき。
●医師による治療の後の処方箋による薬代。
●各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレス治療サービスの取扱いが受け入れられないとき。
●各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかるときがあります。
●キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明したときは、後日、海外メディカルヘルプラインもしくは病院から直接お客さまへ治療費を請求いたします。
※カードをお持ちでないときはお取扱いできないことがございます。なお、保険金額を超える部分、ならびに保険金のお支払いの対象とならないとき（歯科疾病、妊娠、出産等に起因する疾病等）については、お客さまのご負担になりキャッシュレス治療サービスのお取扱いもできませんので、ご了承ください。

<ケガ・病気以外のトラブルのとき>
海外ホットラインのご利用について

（ご連絡先はP17をご覧ください）

■サービスの内容

携行品の盗難や賠償事故等、ケガ・病気以外の事故相談、保険金請求書類のご案内・受付、保険の対象になるかどうかのご相談等にお応えいたします。

1 **保険事故相談**
携行品（カメラ等）を盗まれたとき等、盗難事故の警察への届出のアドバイスや必要書類のご案内をいたします。

2 **賠償責任事故**
賠償事故の加害者となったとき、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類のご案内をいたします。

3 **保険金請求方法のご案内**
保険金請求に関する様々なご相談、必要書類のご案内をいたします。

海外メディカルヘルプライン 損保ジャパン
お問い合わせ先〈ケガ・病気になったとき〉

お客さまの滞在地			電話番号	センター
北米・中南米・ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ		1800-233-2203 (無料電話)	アメリカセンター
	メキシコ		800-099-0667 (無料電話)	
	ブラジル		0800-891-6640 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれないときや上記以外の国・地域から	アメリカ・カナダから	(1)804-673-1144	
		上記以外の国・地域から	(1)804-822-3747	
中国	中国(香港・マカオを除く)		800-810-9784 (無料電話)	中国センター
	香港		800-968-845 (無料電話)	
	マカオ		080-0382 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれないとき	中国大陸から	010-8592-7117	
		香港・マカオから	(86)-10-8592-7100	
グアム・サイパン・オセアニア・アジア	台湾		00801-65-1166 (無料電話)	シンガポールセンター
	シンガポール		1800-3041756 (無料電話)	
	マレーシア		1800-80-1013 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれないときや上記以外の国・地域から	シンガポール国内から	6535-5554	
		シンガポール国外から	(65)6535-5554	
	韓国		00798-651-7029 (無料電話)	タイセンター
	インドネシア		001-803-65-7187 (無料電話)	
	フィリピン		1800-1-651-0065 (無料電話)	
	タイ		1800-600-234 (無料電話)	
	グアム・サイパン		1877-232-0747 (無料電話)	
	オーストラリア		1800-553-152 (無料電話)	
	ニュージーランド		0800-44-9345 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれないとき	タイ国内から	02-204-4510	
		タイ国外から	(66)2-204-4510	
欧州・アフリカ中近東・ロシア	アイスランド		800-9431 (無料電話)	イギリスセンター
	アイルランド		1800-992-552 (無料電話)	
	アラブ首長国連邦		8000-914-0022 (無料電話)	
	イギリス		0800-068-3724 (無料電話)	
	イスラエル		1-80-92-13822 (無料電話)	
	イタリア		800-986-331 (無料電話)	
	オーストリア		0800-006-644 (無料電話)	
	オランダ		0800-020-1307 (無料電話)	
	スイス		0800-561-188 (無料電話)	
	スウェーデン		020-088-3901 (無料電話)	
	スペイン		800-8-100-88 (無料電話)	
	デンマーク		8070-5437 (無料電話)	
	ドイツ		0800-589-3737 (無料電話)	
	トルコ	固定電話専用	0811-213-0136 (無料電話)	
		携帯電話専用	0812-213-0035 (無料電話)	
	ノルウェー		8005-6268 (無料電話)	
	ハンガリー		06-800-188-92 (無料電話)	
	フランス		0800-90-8460 (無料電話)	
	ベルギー		0800-77630 (無料電話)	
	ポルトガル		800-855-769 (無料電話)	
	南アフリカ		0800-014-960 (無料電話)	
	ロシア		810-800-2608-2044 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれないときや上記以外の国・地域から	イギリス国内から	020-7282-4348	
		イギリス国外から	(44)20-7282-4348	
各センターに連絡が取れないとき	海外から		(81)3-3811-8127	東京センター
	日本国内から		03-3811-8127	

海外ホットライン　損保ジャパン お問い合わせ先〈ケガ・病気以外のトラブルのとき〉

次の国(地域)にご滞在中は、以下の電話番号へおかけください。
海外ホットラインに直接つながり、通話料は無料です。

ご滞在先	電話番号	ご滞在先	電話番号
北アメリカ・中南米・太平洋諸島から（トールフリーダイヤル）			
アメリカ（本土・ハワイ）	1-833-950-0893	コロンビア	01-8009-812123
		ブラジル	0800-761-0212
カナダ	1-833-907-6700	ペルー	0800-53-280
アルゼンチン	0800-777-0085	メキシコ	01-800-123-3308
アジアから（トールフリーダイヤル　※一部ダイヤル直通）			
中国携帯/全土	4001-203739	インドネシア	007803-81-1-0038
香港	800-90-0356	タイ	1800-011-212
台湾	00801-81-2770	フィリピン	1-800-1-8110336
韓国	00798-81-1-0831	ベトナム	120-81-045
シンガポール	800-8110-824		
オセアニアから（トールフリーダイヤル）			
オーストラリア	1-800-718-264	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ・中近東・アフリカ・ロシアから（トールフリーダイヤル）			
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144	デンマーク	8025-4536
イギリス	0808-23-44567	ドイツ	0800-1-80-2112
イスラエル	1-800-946-5201	ハンガリー	06-800-21617
イタリア	800-7-83839	フランス・モナコ	0800-90-6165
オーストリア	0800-298828	ベルギー	0800-1-2552
ギリシャ	00-800-8113-0137	ポーランド	00-800-811-1219
スイス	0800-89-5138	ポルトガル	800-8-81-040
スウェーデン	020-790-250	南アフリカ	0800-99-5549
スペイン	9009681-90	ルクセンブルグ	8002-6045
チェコ	800-143-106	ロシア	8-800-301-8861
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国または地域から（国番号81）50-3820-1301			

※各電話番号については最新のものを記載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、電話がつながらない場合は日本へコレクトコールを利用しておかけください。
※ダイヤル直通の通話料は、お客さま負担とさせていただきますのでご了承ください。(コレクトコールのご利用をおすすめいたします。)
※地域・電話機の種類（公衆電話、携帯電話等）・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。
トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客さま負担とさせていただきます。ご了承ください。
※お問い合わせ先は2024年2月現在のものです。番号が変更となった場合でも転送などの対応をしております。

海外ホットラインのご利用はFinancial Pass Visaデビットカード会員のみです。
ご利用の際は「氏名」「年齢」「性別」「カード番号と有効期限」をはっきりお伝えください。

コレクトコールのかけ方

コレクトコールを利用する場合、以下を参考におかけください。

〔例〕ローマ→海外ホットライン

国際電話オペレータを呼び出した後、
以下のようにお話しください。

オペレーター
オーバーシーズ　オペレーター
Overseas operator.（国際電話局です。）

あなた
アイド ライクトゥ メイク ア コレクトコール トゥ ジャパン
I'd like to make a collect call to Japan.
ザ ナンバー イズ ワンエイト エイトエイトエイト ナインファイブフォーセブン
The number is 18-888-9547.
ディス イズ ミスターカトー アト ローマ
This is Mr.Kato at Roma（あなたの電話番号）.
（日本へコレクトコールをかけたいんですが。
番号は18-888-9547番です。こちらはローマ（あなたの電話番号）の加藤です。）

オペレーター
オーライ ウィル コール ユーバック
All right.We'll call you back.
（ハングアップ Hang up / ホールドオン Hoid on）アンド ウェイト プリーズ and wait, please.
（承知しました。お呼びいたしますので、（お切りになって / 切らずにそのまま）お待ちください。）

あなた
サンキュー
Thank you.

オペレーター
サンキュー フォー ウェイティング／ゼイア オン ザ ライン
Thank you for waiting. They are on the line.
ゴー アヘッド プリーズ
Go ahead, please.
（お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください。）

海外ホットライン
はい、損保ジャパンの海外ホットラインです。

本冊子はご旅行の際に必ずお持ちください。